

違反ごみが増えています!

最近、家庭から出されたごみ袋の中に、可燃ごみと不燃ごみが混ざって入っていたり、市では処理できないごみが入っていることがあります。

◆市では処理できないごみ(例)

- 塗料缶・バッテリー
→専門の業者に処理を依頼してください。
- 注射器や注射針(家庭治療用)
→収集・分別作業時に大変危険です。かかりつけの医院に依頼してください。
- 家畜用薬品容器
→購入した業者に処理を依頼してください(産業廃棄物になりますので、市では収集できません)。

◆今年1月に不燃物ごみ集積所で、ガスボンベ(カセットコンロ用)が原因とみられる火災が発生しました。ガスが入ったままのガスボンベから引火し、他のごみに燃え移り危うく大惨事につながるところでした。ガスの入った(スプレー)缶や使い捨てライターをごみとして出す場合、必ずガスを使いきり、屋外の風通



今年1月に不燃物集積所で発生した火災

しの良い場所で容器や缶に穴を開け、ガスを完全に抜いてください。

違反ごみのほとんどがちょっとした注意で改善でき、危険を未然に防ぐことができます。ごみを出す前にもう一度確認しましょう

- 分別は正しくできていますか?
 - 指定袋は間違っていますか?
 - ごみ出し日は間違っていますか?
 - ごみ袋の中にリサイクル(資源化)できるものは入っていますか?
- ルールを守って美しいまちをつくりましょう!

問い合わせ先

環境課、各総合支所民生課衛生福祉係

川や水路にごみを捨てないで!!



鴨川のごみ(平成20年12月撮影)

写真は、七城町の鴨川公園へ流れ込む鴨川の様子です。七城町(菊池川・鴨川)と泗水町(合志川)では外来植物のブラジルチドメグサの対応に苦慮しています。また、同様に下流域の市民の皆さんが頭を痛めているのが上流から流れてくるごみ問題です。

心無い人が簡単に投げ捨てたごみは、夏場に子どもたちで賑わう鴨川公園へ流れ込みます。七城総合支所やボランティアの皆さんによる清掃は行われていますが、次から次に流れてくるごみには対応できません。

流れてくるごみは、菊池市のみならず下流域の市や町にも迷惑をかけてしまいます。**菊池市は、菊池渓谷に代表される清流が流れるまちです。この清流を守るためにも、河川や水路には絶対ごみを捨てないでください。**

もちろん川以外にもごみを捨ててはいけません。**※不法投棄行為には、「5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこの併科」の罰則があります。**

問い合わせ先 環境課環境政策係

野外での焼却(野焼き)は禁止されています!

最近、家の近くでごみを燃やして臭いがするなどの苦情が多数寄せられています。野外での焼却は、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

例外とされている、日常生活において通常行われている軽微な焼却であっても、周辺の皆さんに「悪臭がする」「目にしみる」「火の粉が飛んで危ない」などの被害を及ぼすことがありますので、できる限り焼却を行わないで、一人ひとりがごみの分別・資源化・減量化に努

- 焼却禁止の例外
 - 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - 河川管理のために伐採した草木などの焼却など
 - 震災などの災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - 凍結防止のための稲わらの焼却など
- 風俗慣習上または宗教上の焼却など

問い合わせ先 環境課、各総合支所民生課衛生福祉係

仕事を行うために必要な廃棄物の焼却
どんごりやごみ地域行事における腐材などの焼却
○農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
害虫駆除のための稲わらの焼却など
○日常生活を営むうえで通行される廃棄物の焼却であつて軽微なもの
たき火、キャンプファイヤーでの木くずなどの焼却など

水道料金と下水道使用料(合併浄化槽使用料含む)の納入通知書が併せて1枚になります

菊池地区の公共下水道区域以外において、水道料金と下水道使用料(合併浄化槽使用料含む)の納入通知書などを現在別々に発行・発送していますが、平成21年4月分から併せて1枚となります。

別々の納入通知書などで支払っていた水道料金と下水道使用料が合計された金額で発行・発送され、1枚の納入通知書などで金融機関にお支払いいただくこととなります。

このこととお客様のお手を減らすとともに、納入通知書用紙代および郵送料などの経費削減を行うことができます。

なお、一部地域は、従来どおり別々の発行・発送となります。また、口座振替をご利用のお客様については、今までどおり変更ありません。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

- 菊池市水道局お客様センター
☎(25) 1811
- 菊池市下水道課管理係
☎(25) 7244



- 犬やねこなどを捨てないで最後まで責任を持って飼いましょう!
- 犬の放し飼いはやめましょう!
- ふんの始末は飼い主の責任です!
- 犬やねこの習性などを理解して正しく飼いましょう!
- 飼い主が誰であるのか、分かるようにしまししょう!
- 生後91日以上の子犬の飼い主は、生涯1回の犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせましよう!

◆熊本県動物愛護管理ホームページを開設しています

熊本県では、迷子犬や、譲渡対象犬についての情報提供などを行うため、「熊本県動物愛護管理ホームページ」を開設しました。アドレスは次のとおりとなっておりますので、犬がいなくなった場合や、犬の譲り受けを希望する人は、ぜひご覧ください。

◇熊本県動物愛護管理ホームページ

http://www.kumamoto-doubutuaigo.jp

※このホームページは犬の写真など画像を多く含むため、パソコンでの閲覧を想定して作成しています。

※携帯電話での閲覧は機種によっては可能ですが、画像を多く含むため、通信料にご注意のうえご覧ください。

※犬やねこを捨てることは**犯罪行為**です。法律により処罰(50万円以下の罰金)されます。

問い合わせ先 環境課、各総合支所民生課